

議案第四十二号

港区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年五月十二日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特別区税条例の一部を改正する条例

港区特別区税条例（昭和三十九年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

付則に次の一条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続）

第十六条 第五条の三第七項の規定は、法附則第五十九条第三項において準用する法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間について準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号）の施行による地方税法（昭和

二十五年法律第二百二十六号)の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。